

平成 24 年第1回まんのう町議会臨時会会議録(第1号)

平成24年1月31日 開 議 午前9時30分

日程第1	大岡議長	<p>おはようございます。 ただ今の出席議員は16名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回まんのう町議会臨時会を開会いたします。 招集者であります、町長のごあいさつをお願いいたします。 町長 栗田隆義君。</p>
	栗田町長	<p>皆さん、おはようございます。 本日、平成24年第1回まんのう町議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、月末の大変お忙しい中、ご参集をいただきまして、ありがとうございます。 本日上程させていただいておりますのは、補正予算4議案でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。 本日は、ありがとうございます。</p>
	大岡議長	<p>ただちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。 日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。 事務局長 青野進君。</p>
	青野議会事務局長	<p>それでは、ご報告申し上げます。 初めに、町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案4件を受理いたしました。 以上で、報告を終わります。</p>
	大岡議長	<p>議会報告を終わります。 日程第1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。 議会運営委員長 大西豊君。</p>
	大西委員長	<p>議会運営委員会のご報告を申し上げます。</p>

<p>栗田町長</p>	<p>000分の29が1,000分の38.5、一般職は1,000分の36.25が1,000分の48.125に、また、期末手当率分では1,000分の29が1,000分の38.5に変更になったことから、再算定の上、4月に遡及し、期末手当も含め、それぞれ増額とさせていただきます。</p> <p>11ページをお開きください。</p> <p>4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費の28節 繰出金では、国民健康保険特別会計繰出金直診勘定として16万円の増でございます。</p> <p>続きまして、議案第2号 平成23年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第3号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>21ページをお開きください。</p> <p>直営診療施設勘定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ16万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,316万円といたします。</p> <p>27ページをお開きください。</p> <p>歳入補正予算といたしまして、第6款 繰入金で一般会計繰入金として16万円の増でございます。</p> <p>28ページをお開きください。</p> <p>歳出補正予算といたしまして、第1款 総務費 第1項 施設管理費の一般職共済組合負担金で16万円の増でございます。</p> <p>これも先ほど一般会計補正予算でご説明させていただきました、基礎年金拠出金に係る公的負担金率の改定に伴う増額でございます。</p> <p>続きまして、議案第3号 平成23年度まんのう町診療所特別会計補正予算案についてご説明申し上げます。</p> <p>33ページをお開きください。</p> <p>第1条で歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ28万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億402万8千円といたします。</p> <p>39ページをお開きください。</p> <p>歳入補正予算といたしまして、第7款 繰越金で28万円の増でございます。</p> <p>40ページをお開きください。</p> <p>歳出補正予算といたしまして、第1款 総務費 1項 施設管理費の一般職共済組合負担金で28万円の増でございます。</p> <p>これも先ほど一般会計補正予算でご説明させていただきました、基礎年金拠出金に係る公的負担金率の改定に伴う増額でございます。</p>
-------------	---

齋部総務課長	<p>合概略図を見ていただければと思います。カラーで、色分けをしてございます。この中の黄色の部分が、今回の対象でございます。</p> <p>なお、説明のためにですね、長期給付欄が共済年金と基礎年金の2段となっておりますが、あくまでも職員掛金の2分の1と町の負担金2分の1の中に、基礎年金分も含まれておりまして、基礎年金拠出金である公的負担金の半分を職員と地方自治体で折半をしているものでございます。</p> <p>また、この長期公的負担金2分の1につきましては、その下に根拠法令でございます地方公務員等共済組合法、第113条第3項の2で書いておりますようにですね、基礎年金拠出金に係る負担に要する費用として、当該年度における基礎年金拠出金の負担に要する費用の額の2分の1に相当する額となっております。</p> <p>また、その裏面には長期給付の考え方の、考え方とですね、1番下に、地方公共団体が負担すべきこととなる金額は、総務大臣が定めるところによるというふうになってございます。</p> <p>これらのことから、今回負担率が上がりましたことで、再算定を行いました結果、補正予算をお願いする必要が生じたので、本臨時議会をお願い申し上げまして、上程させていただきまして、ご審議をいただくことになりました。</p> <p>どうぞご議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。</p>
大岡議長	<p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、議案第1号から議案第4号までの4議案に対しての質疑に入ります。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
本屋敷議員	<p>5番 本屋敷君。</p> <p>1点、町長の説明の中でですね、歳入の部分の地方交付税が新たに追加されたものではなく、というような説明があったと思うんですが、12月補正において、38億の地方交付交付税かな、3億8,000万か、違う。38億か。38億きてたものに補正額で1,300万入るんですけども、この1,300万は、この12月16日にこの法律が改正されたことにより、新たに入ってくることで生まれた歳入なのか。他の会計やったら、繰越金ですから、分かるんですよ。お金が足らなかったことを繰り越して、補てんしとると。これ、地方交付税はこの額が必ず入ってくるのは確定なわけですか。そのあたりの説明が今ひとつ分からないんですけど。</p>
大岡議長 齋部総務課長	<p>総務課長 齋部正典君。</p> <p>本屋敷議員さんのご質問にお答えいたします。</p> <p>歳入の欄の表示に、先ほど町長がご説明申し上げましたように、歳入科目の中にですね、一般財源という表現がございません。</p>

齋部総務課長	<p>町税とか繰入、繰越金とか、交付税等がございますが、基本的にこの負担金というのは一般財源です。基本的に一般財源で補うものでございます。そういう性質の中でですね、ここに財源として町税という、入れるのも、適用しない。そうなった場合に、表現として、本来は年度当初は3億数千万ありました繰越金というのがございましたが、この繰越金は、12月で災害等もございまして、使い果たしておりますので、繰越金というのが使えません。よって、繰り入れをする、歳入という表現をする、歳入歳出のバランスをとるためには、歳入の欄になにかの項目を持ってこなければならない。そうなった時に、先ほど申しましたが、普通交付税というのは一般財源化できるということもございまして、今回3月にも補正でありますが、県の方からの最終的な数字をいただいてですね、普通交付税の最終的な数字が出てまいります。その中で、だいぶ増えてまいりますので、そこで一般財源化されるというところの分です、補わさしていただいていると。</p> <p>勘違いされたいかと思っております、町長の答弁の中で、町長の方が言われたのは、この負担金についてですね、交付税で賄われよというふうな誤解があったらいかんのです、その分の理由をちょっとご説明したところです。国から、そのための基礎年金の拠出にかかる費用として、決して国からお金が出ているわけではない。あくまでも、地方公共団体が一財を入れて、それを補うべきものでございます。ただ表現する方法がないのです、普通交付税という表現をさせていただいております。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
大岡議長 本屋敷議員	<p>5番 本屋敷崇君。</p> <p>じゃあ、補正のルールから言えばですよ。基本的に、今までの歳入と歳出の中での均等をとっとるわけですよ。歳入が増える。それが一般財源と言うか、町の町税の部分から出資せないかんわけですよ。1,330万の部分においては、本来、他の事業を切った上で、町税を充てる、もしくは繰越金を充てるものであったものの事業を除けてです、落としてですよ、落として、そっちを充てるべきではないんですか。</p> <p>このやり方って言うのは、ただこう帳簿上合わしとるだけの話でなく、ではないかなと思うんですけどね。一般財源化できるのはよう分かりますよ。そのあとのルールとしてこれ、どうなんかなと。</p> <p>本来、補正でね、歳出が上がるんやから、歳入、歳出が上がるね、歳入をこういう形ではなくて、今までの分を、事業を切り落とすなり、何なりしてすべきではないんですかっていうことです。</p>
大岡議長 齋部総務課長	<p>総務課長 齋部正典君。</p> <p>本屋敷議員さんの再質問にお答えします。</p> <p>既に交付税のですね、最終決定という形でですね、かなりの増額、何億かの増額がもう見込めるようになっております。というこ</p>

齋部総務課長	となので、その枠の中で1,330万は十分に賄えるということで、予算化をさせていただいております。よろしくお願い申し上げます。
大岡議長	他に質疑はございませんか。
田岡議員	2番 田岡秀俊君。
田岡議員	今の特別会計の方なんですけれども、国民健康保険の方の歳入は、一般会計からの繰入金ということになっています。
田岡議員	あと、診療所特別会計、簡易水道特別会計の方は繰越金という歳入の項目になっております。
田岡議員	そこらへんの説明とあとの特別会計の方も、職員の方いると思いますけれども、あがってきてないという、そのあたりの処理は
田岡議員	どういうふうな形でされておるのかの説明をお願いいたします。
大岡議長	総務課長 齋部正典君。
齋部総務課長	田岡議員さんのご質問にお答えをいたします。
齋部総務課長	国民健康保険の方につきましては、一般会計の繰入金ということでございます。これは、国民健康保険の方のこの直診勘定の方
齋部総務課長	におきましては、すべて基本的には、町が一般会計で、赤字でございます。経営的に。よって、繰入れたものはすべて、決算の段階
齋部総務課長	ですべて戻してもらってますので、費用はございません。よって、このように共済の費用が不足する場合には、一般会計からその
齋部総務課長	部分を補正をしていく必要が生じます。
齋部総務課長	なお、あと診療所また簡易水道におきましては、繰越となっております。繰越につきましては、例えば診療所につきましては
齋部総務課長	黒字で経営しておりますので、その繰越金が発生しております。その繰越金をもってですね、診療所でございましたら28万円相当
齋部総務課長	でございますが、それを今回23年度から、ごめんなさい、22年度から23年度に予算の中に入れさしてもらってます。簡易水道
齋部総務課長	も同じでございます。繰越が発生しておりますので、その繰越金、22年度から23年度の中に補正で入れささせていただいて、
齋部総務課長	今回の拠出金に充てさせていただいております。
齋部総務課長	あと、特別会計がいくらでございます。これについて、今回の議会にあがっておりませんのは、それぞれの特別会計の中に人件
齋部総務課長	費を持ってるものがもちろんございますが、その中にはですね、目の中での流用が可能ななかったためにですね、この補正をする必要
齋部総務課長	がなかったということでございます。今回、逆に言えば、今回あげさせていただいたのは、目間流用ができません。できません
齋部総務課長	というか、費用がない場合には、もう補正をさしていただくしかないということで、今回3件の特別会計の補正をあげさせていただ
齋部総務課長	いております。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。
大岡議長	他に質疑はございませんか。

	大岡議長	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>これをもって、質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今議題となっております議案第1号から議案第4号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号から議案第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。</p> <p>これより、議案第1号 平成23年度まんのう町一般会計補正予算案第4号の討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第1号 平成23年度まんのう町一般会計補正予算案第4号を採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>これより、議案第2号 平成23年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第3号の討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第2号 平成23年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第3号を採決いたします。</p>
--	------	--

大岡議長	<p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>これより、議案第3号 平成23年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第3号の討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第3号 平成23年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第3号を採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>これより、議案第4号 平成23年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案第2号の討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第4号 平成23年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案第2号を採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。</p>
------	--

	大岡議長	会議を閉じます。 これにて、平成24年第1回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。
	閉 会	閉 会 午前10時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年1月31日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--